

満喫プラン利用に関する特約

浜松ケーブルテレビ株式会社(以下「当社」といいます。)は、録画機能付きCATVチューナー(以下「らくらく録画」)を利用した放送サービス(以下「本サービス」といいます。)をこの利用規約(以下「本利用規約」といいます。)に基づき提供します。

第1条 満喫プランは、浜松ケーブルテレビ株式会社(以下「当社」といいます。)が提供するサービスのうち、ケーブルテレビBコース以上(SSコース・Sコース・Aコース・Bコース)および録画機能付きCATVチューナー(以下「らくらく録画」といいます。)、ならびにインターネット接続サービスを契約いただいた場合に、限定的に提供するセットメニューです。

第2条 当社は、契約者が満喫プランを利用する場合には、「らくらく録画」を契約者に貸与するものとし、その利用料金において、通常の利用料金割引額に加え、月額1,100円(税込)の特別割引を適用します。なお、当該特別割引は、前条に定める当社指定サービスの全てにおいて有料利用となった月より適用を開始します。

第3条 満喫プランには、前条の特別割引適用開始月を起算月とする24ヶ月の最低利用期間があります。

第4条 契約内容の変更等により、第1条に定める当社指定の組み合わせに適合しなくなる場合には、第2条に定める特別割引の適用を除外するとともに、貸与中の「らくらく録画」を撤去または交換するものとし、契約者は、撤去または交換に係る費用を負担するものとします。

第5条 契約者は、最低利用期間内に契約内容の変更等により、第1条に定める当社指定の組み合わせに適合しなくなる場合には、前条に定める費用とは別に、違約金として24,000円(不課税)を支払うものとします。

第6条 満喫プラン「らくらく録画」は、1契約世帯につき1台のみの設置とし、第2条に定める特別割引は当該1台にのみ適用するものとします。複数台のCATVチューナーを利用の場合、2台目以降のサービス提供条件は、放送サービス加入契約約款に準じるものとします。

第7条 本特約は、「放送サービス加入契約約款」および「録画機能付きCATVチューナーを利用した放送サービスに関する利用規約」ならびに「インターネット接続サービス契約約款」を主契約とします。

附則 この特約は平成26年12月1日から施行します。